

# 南国市競争入札心得

(趣旨)

第1条 南国市の建設工事及び建設工事に関する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び南国市財務規則（昭和45年3月28日規則第4号。以下「規則」という。）その他、法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、当該一般競争入札参加資格有りとされた者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者
- (3) 南国市制限付き一般競争入札実施基準（以下「実施基準」という。）に基づき行う入札においては、規則第71条の規定による公告において指定した期日までに所定の書類を添え、市長に入札参加の意思を申し出、確認を受けた者

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第73条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第73条の5の規定により免除された場合はこの限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- 3 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退した者として取り扱う。
- 4 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 5 入札時間帯を過ぎても指示に従わず、入札書を投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。
- 6 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ入札書を投かんすることはできない。

(入札の基本的事項)

- 第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を別記第1号様式による入札書に記載して入札しなければならない。
- 2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
  - 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
  - 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他必要事項を記載しなければならない。
  - 5 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
  - 6 次の場合には入札は行わない。
    - (1) 一般競争入札において、公告に対する申請者が1者しかいないとき又は当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者が1者しかないとき。
    - (2) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札者が1者となったとき。
    - (3) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき。
  - 7 一般競争入札において、入札参加申請書を提出した者又は入札参加資格確認通知で入札参加を認めた者が2者以上あるときは、入札が行われるまでに入札辞退等により入札者が1者となっても入札を行う。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(工事費内訳書)

- 第6条の2 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「工事費内訳書提出対象の競争入札」という。）において、入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を別に定めるところにより作成し、入札書に併せて提出しなければならない。
- 2 工事費内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。
  - 3 工事費内訳書の様式は別に定めるが、同様式に記載すべき事項が記載されておれば、別様式でも可とする。

(入札の取りやめ等)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又

は当該入札者を参加させない措置をとるものとし、その旨直ちに伝える。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては別記第2号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。
- (2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- (4) 予定価格を上回る価格の入札（事前公表を行う場合にあつては失格となる）
- (5) その他、入札の諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (5) 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- (6) 最低制限価格又は失格基準価格を下回る入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 工事費内訳書提出対象の競争入札において、工事費内訳書を提出しない場合（工事

費内訳書と入札書記載の工事名が異なる、工事費内訳書記載の合計金額と入札金額が一致しない等により、当該入札案件のものと特定できない場合（軽微な誤りである場合は除く。）を含む。）

（落札者の決定方法）

第 11 条 次条又は第 13 条による場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者と決定された者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、政令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（最低制限価格を設けた場合の落札者の決定方法）

第 12 条 当該内容に適合した場合の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者と決定された者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、政令第 167 条の 10 第 1 項及び 2 項の規定により予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（実施要綱により行う入札の落札者の決定方法）

第 13 条 実施要綱に基づき行う入札については、予定価格の制限の範囲内で、又は予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

2 前項の規定により落札予定者を決定するに当たり、同価格の入札をした者が 2 以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札予定者を決定する。

3 前 2 項の規定により落札予定者となった者は、公告により指定された期日までに資格審査に必要な書類を提出しなければならない。また、審査の結果当該落札予定者に資格がないと認めた場合は、次順位の者が提出しなければならない。この場合において、提出書類、期日及び場所については、次順位の者に対し契約担当者が別途連絡するものとする。審査の結果、資格があると認めたときは、その者を落札者として決定するものとする。

（総合評価方式における落札者の決定方法）

第 14 条 総合評価方式による入札の落札者は、入札者の価格以外にその施工能力、配置予定技術者の能力その他当該建設工事の施工に必要なと認められる事項の評価を入札価格と

併せて算定された評価値が最も高く、かつ、入札価格が予定価格と別に定める失格基準価格の範囲内である者とする。ただし、落札者と決定された者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、政令第167条の10の2第2項の規定により予定価格と失格基準価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とする。

(落札宣言)

第15条 第11条から前条までにおいて落札となる入札があったときは、入札書記載金額及び落札者を宣言して決定する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第16条 落札となるべき同額の入札をした者(第14条においては評価値が同じ者)が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者のした入札は無効とし、入札を辞退したものとして取り扱う。

(入札の保留)

第17条 予定価格調書に瑕疵があるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、入札参加者に通知しなければならない。

(再度入札)

第18条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札の前に入札の辞退等により入札者が1者になったときはこの限りではない。

2 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 失格の入札をした者

4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思があったものとみなす。この場合において、以後の再度入札に参加することができない。

5 工事費内訳書提出対象の競争入札における再度入札にあたって、入札者は工事費内訳

書の提出を要しないものとする。

(更改入札)

第 19 条 入札不調（第 5 条第 6 項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことにより同一工事（業務）に係る入札を行う（以下「更改入札」という。）。

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。この場合、当初入札への参加申請が 1 者しかなく入札が行われなかったとき又は当初入札公告における入札参加資格要件を満たす申請者が 1 者しかなく入札が行われなかったとき、当該更改入札の公告における入札参加資格を有し、かつ、入札辞退をしない者については、新たに入札参加申請を行うことなく当該更改入札に参加することを妨げない。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。

2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次のとおり政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約の見積合わせを行うことがある。

(1) 入札参加者が 1 者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者と見積合わせを行うことがある。

(2) 入札参加者が 1 者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者と見積合わせを行うことがある。

(3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて最低価格（第 12 条、第 13 条においては同条において規定する範囲内の価格のうち最低価格）の入札者又は第 14 条において入札価格が予定価格と別に定める失格基準価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い入札者と見積合わせを行うことがある。

(見積根拠資料の提出)

第 20 条 入札の結果、契約金額が 1,000 万円を超える額となる場合には、落札者又は実施基準により行う入札における落札予定者となったものは、その決定後、遅滞なく見積根拠資料を提出しなければならない。

(契約書の提出等)

第 21 条 落札者は、落札決定の日から契約担当者の指定する日までに交付された契約書の

案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないとき又は当該落札者と契約を締結することが著しく不相当と認められるときは、第11条、第12条及び第13条にあっては政令167条の10第1項の規定により、第14条にあっては政令167条の10の2第2項の規定により、落札決定を取り消す。
- 3 前項において落札決定を取り消したときは、第11条、第12条及び第13条にあっては予定価格の制限の範囲内の価格（第12条及び第13条にあっては同条の規定する範囲内の価格）をもって入札した者うち、最低の価格の入札を行った者を落札者とし、第14条にあっては入札価格が予定価格と別に定める失格基準価格の範囲内で入札した者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

（現場代理人・技術者届等）

第22条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出して契約内容及び建設業法に違反しないことの確認を受けなければならない。

- 2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法に違反すると認められるときは、政令第167条の10第1項又は政令第167条の10の2第2項の規定により落札決定を取り消す。
- 3 前項において落札決定を取り消したときの落札者の決定は、前条第3項の規定を準用する。

（契約保証金）

第23条 落札者は、契約の締結に際し、規則第89条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第90条の規定により免除された場合又は規則第90条の2第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、契約保証金の免除又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるために落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（契約の確定）

第24条 南国市議会（以下「議会」という。）の議決が必要な契約においては落札者等といったん附帯条件付の仮契約を締結し、議会の議決を経た後に、落札者等に市長が効力発生通知を行うことにより本契約として確定する。

（異議の申立て）

第25条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第26条 入札結果は、入札記録に取りまとめて公表する。

最終改訂 平成28年6月1日